

○不良行為少年の補導実施要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 1 号 〕

不良行為少年の補導実施要領

第 1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 2 0 号）第 2 条第 7 号に規定する少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行又は健全育成上支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第 2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神及び少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配慮するものとする。

第 3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意又は助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他健全な育成上必要な助言等を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

1 の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、3(1)により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年を雇用する雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他少年の健全な育成上十分でない認められる場合は、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。
- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、警察本部長が指定する者が判断するものとし、当該連絡は、少年警察部門の警察職員、その他適切な警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該地区を管轄する警察署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別記1のとおりとする。

第4 少年補導票の作成

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）第58条に規定する少年補導票（第22号様式）を別記2の作成要領により作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、人身安全・少年課長に速やかに連絡するものとする。

第5 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、人身安全・少年課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は次の場合に廃棄するものとする。

ア 第3の3の連絡を行わなかったとき(連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。)

イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。

ウ その他保管の必要がなくなったとき。

様式略